

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 2 編 酒税法関係 第 7 条 酒類の製造免許 第 1 項関係 1 「製造場所在地」の意義 令第 12 条《酒類の製造免許の申請》に規定する「製造場の所在地」とは、申請しようとする酒類の製造場の存する場所の地番をいう。ただし、その場所が同一地番の一部分である場合（同一の建物又は施設の一部である場合を含む。）には、図示その他適宜の方法により表示した場所をいう。 また、令第 13 条《酒母等の製造免許の申請》、令第 14 条《酒類の販売業免許の申請》及び法第 16 条《製造又は販売業の廃止の手続》に規定する「製造場の所在地」又は「販売場の所在地」についても同様とする。 (注) 地番とは、不動産登記法（<u>平成 16 年法律第 123 号</u>。以下に同じ。）に規定する地番をいう。 第 3 項関係 2 試験製造免許の取扱い 試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 (1) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）<u>及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）</u>に規定する学校をいう。）において教育のために酒類の試験製造を行う場合 (2)～(3) （省略） (4) 独立行政法人酒類総合研究所<u>及び地方独立行政法人</u>において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 (5)～(6) （省略） 第 9 条 酒類の販売業免許 第 1 項関係 7 酒場等で酒類を当該酒場等の営業場以外の場所で飲用に供されることを予知して販売する場合 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場以外の場所で飲用に供されることを予知して、酒類	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 2 編 酒税法関係 第 7 条 酒類の製造免許 第 1 項関係 1 「製造場所在地」の意義 令第 12 条《酒類の製造免許の申請》に規定する「製造場の所在地」とは、申請しようとする酒類の製造場の存する場所の地番をいう。ただし、その場所が同一地番の一部分である場合（同一の建物又は施設の一部である場合を含む。）には、図示その他適宜の方法により表示した場所をいう。 また、令第 13 条《酒母等の製造免許の申請》、令第 14 条《酒類の販売業免許の申請》及び法第 16 条《製造又は販売業の廃止の手続》に規定する「製造場の所在地」又は「販売場の所在地」についても同様とする。 (注) 地番とは、不動産登記法（<u>明治 32 年法律第 24 号</u>。以下に同じ。）に規定する地番をいう。 第 3 項関係 2 試験製造免許の取扱い 試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 (1) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校をいう。）において教育のために酒類の試験製造を行う場合 (2)～(3) （同左） (4) 独立行政法人酒類総合研究所において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 (5)～(6) （同左） 第 9 条 酒類の販売業免許 第 1 項関係 7 酒場等で酒類を当該酒場等の営業場以外の場所で飲用に供されることを予知して販売する場合 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場以外の場所で飲用に供されることを予知して、酒類

改正後	改正前
をその営業場で消費者に継続して販売（代理又は媒介を含む。）する場合には、<u>酒類の販売業免許が必要であるから留意する。</u> （注）無人の営業場に自動販売機を設置し、びん詰、かん詰等の施封した酒類を販売するときは、「その営業場以外の場所で飲用に供されることを予知して酒類をその営業場で消費者に継続して販売する」に該当する。 8・9 （省略） 10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等 9月1日から同月30日までの期間（当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。）に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等（他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申立書を含み、15に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除き、<u>添付書類を含む。</u>以下「抽選対象申請書等」という。）に係る審査順位の決定及び審査については、9の(3)の規定にかかわらず、以下による。 (1)～(2) （省略） (3) 抽選対象申請書等の期間内提出の取扱い 抽選対象申請書等について、合理的な期限を定めた上で、補正又は再提出をしようとした場合において、当該期限までに補正又は再提出されたときは、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。 (4) （省略） (5) 公開抽選日前における確認 公開抽選の公平を確保するために、抽選対象申請書等について、<u>虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められる場合に該当するかどうかを確認し、当該事由に該当する場合には、公開抽選の対象としない。</u> （削除） （削除）	をその営業場で消費者に継続して販売（代理又は媒介を含む。）する場合には、<u>酒類の販売業免許を必要とするのであるから留意する。</u> （注）無人の営業場に自動販売機を設置し、びん詰、かん詰等の施封した酒類を販売するときは、「その営業場以外の場所で飲用に供されることを予知して酒類をその営業場で消費者に継続して販売する」に該当する。 8・9 （同左） 10 一般酒類小売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等 9月1日から同月30日までの期間（当該期間の最終日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までの期間とする。以下「抽選対象申請期間」という。）に受理した一般酒類小売業免許に係る申請書等（他の小売販売地域からの販売場の移転の許可申請書及び一般酒類小売業免許となる旨の免許条件の緩和申立書を含み、15に定める法人成り等に伴い提出された申請書及び同一小売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以下「抽選対象申請書等」という。）に係る審査順位の決定及び審査については、9の(3)の規定にかかわらず、以下による。 (1)～(2) （同左） (3) 抽選対象申請書等の期間内提出の取扱い 抽選対象申請書等について、合理的な期限を定めた上で<u>申請書等（添付書類を含む。）の補正又は再提出をしようとした場合において、当該期限までに補正又は再提出されたときは、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。</u> (4) （同左） (5) 公開抽選日前における確認 公開抽選の公平を確保するために、抽選対象申請書等について<u>次の場合に該当するかどうかを確認し、申請者が不正に抽選に参加することが明らかに認められるときは、当該申請者の公開抽選への参加を認めない。</u> イ <u>申請書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められる場合</u> ロ <u>申請者の名義いかんにかかわらず、同一申請者から、同一場所（同一建物及びこれに付属する施設等又は隣接する施設等で事実上同一敷地内と認められる場所を含む。以下同じ。）に2以上の申請書等が提出された場合</u>

改正後	改正前
(6) 公開抽選の実施 抽選対象申請書等については、原則として、次及び(7)に定める手続により公開抽選を実施し、審査順位を決定する。 イ・ロ (省略) (削除) △ 抽選実施日等の通知 抽選実施日、抽選場所等については、あらかじめ申請者に文書で通知する。 (7) 公開抽選の実施及び審査順位決定の方法 国税局長は、以下のイ又はロのいずれかの方法を選択して公開抽選を行い、審査順位を決定する。 この場合において、国税局長は、国税局管内の実情に応じ、これらの方法に必要な修正を加えることができる。 イ 国税局一括総番号方式 (イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から<u>申請者又はその代理人（1名に限る。）</u>及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人1名以上を立ち合わせる。 (ロ)～(ニ) (省略) ロ 国税局一括一連番号方式 (イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から<u>申請者又はその代理人（1名に限る。）</u>及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人1名以上を立ち合わせる。 (ロ)～(ニ) (省略) (8) 抽選対象申請書等の審査 イ (省略) ロ 公開抽選の公平を担保する観点から、<u>抽選対象申請書等に虚偽の記載がある場合その他不正行為が認められた場合には、当該申請に対して拒否処分を行う。</u> (削除) (削除)	(6) 公開抽選の実施 抽選対象申請書等については、原則として、次及び(7)に定める手続により公開抽選を実施し、審査順位を決定する。 イ・ロ (同左) △ <u>抽選参加者</u> <u>抽選参加者は、申請者又はその代理人（1名に限る。）とする。抽選参加者は抽選場所への入場が認められる。</u> 三 抽選実施日等の通知 抽選実施日、抽選場所等については、あらかじめ申請者に文書で通知する。 (7) 公開抽選の実施及び審査順位決定の方法 国税局長は、<u>国税庁長官に上申のうえ、国税局ごとに、以下のイ又はロのいずれかの方法により</u>公開抽選を行い、審査順位を決定する。 この場合において、国税局長は、国税局管内の実情に応じ、これらの方法に必要な修正を加えることができる。 イ 国税局一括総番号方式 (イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から<u>抽選参加者及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人1名以上</u>を立ち合わせる。 (ロ)～(ニ) (同左) ロ 国税局一括一連番号方式 (イ) 抽選場所には、抽選の公平を確保する観点から<u>抽選参加者及び国税局職員以外の第三者で国税局長が選任した立会人1名以上</u>を立ち合わせる。 (ロ)～(ニ) (同左) (8) 抽選対象申請書等の審査 イ (同左) ロ 公開抽選の公平を担保する観点から、<u>申請者が不正に抽選に参加したことが認められた場合には、当該申請に対して拒否処分を行う。</u> <u>不正に抽選に参加したことが認められる場合とは、次の場合をいう。</u> (イ) <u>申請書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められる場合</u> (ロ) <u>申請者の名義いかんにかかわらず、実質的に同一申請者から、2以上の申請書等が提</u>

改正後	改正前
11 (省略) 12 特殊酒類小売業免許の取扱い 特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるために一般酒類小売業免許の一般的需給状況にかかわらず付与するものであるから、その販売行為は必要最低限のものと、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付して免許を付与する。 (1)～(4) (省略) (5) 通信販売酒類小売業免許の取扱い 通信販売酒類小売業免許は、2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をカタログを送付する等（インターネット等によるものを含む。）により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒	<u>出された場合であって、そのすべての申請についての所要資金等を有していない等、実体が認められない場合</u> <u>(注) 1 実質的に同一申請者から同一場所に複数の申請書等が提出された場合には、「不正に抽選に参加したことが認められる場合」として、当該複数の申請書等の全部について拒否処分を行う。</u> <u>2 次の者から提出された申請書等については、実態を調査の上、実質的に同一申請者の申請書等の複数提出に該当するかどうかを判定する。</u> <u>(1) 申請者の親族</u> <u>(2) 申請者又は親族が株主となっている同族会社（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。）</u> <u>(3) 申請者又は同族会社と雇用関係にある使用者で当該申請者又は当該同族会社からの融資によって所要資金の50%以上を賄うことが確実と認められる者</u> 11 (同左) 12 特殊酒類小売業免許の取扱い 特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるために一般酒類小売業免許の一般的需給状況にかかわらず付与するものであるから、その販売行為は必要最低限のものと、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付して免許を付与する。 (1)～(4) (同左) (5) 通信販売酒類小売業免許の取扱い 通信販売酒類小売業免許は、2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、<u>酒類の通信販売</u>（商品の内容、販売価格その他の条件をカタログを送付する等（インターネット等によるものを含む。）により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した

改正後	改正前
<u>類の販売を行う場合に限定して付与する。</u> (注) (省略) 13～15 (省略) 16 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業者の営業の全部又は重要な一部を譲り受ける者から当該譲受けに伴い酒類卸売業免許申請がなされた場合に、当該申請が次の要件を満たすときには、第 10 条第 11 号関係の 6 《全酒類卸売業免許の需給調整要件》又は同号関係の 7 《ビール卸売業免許の需給調整要件》に定める要件を満たしていない場合であっても酒類卸売業免許を付与することができる。 (1)～(3) (省略) (注) 1～5 (省略) (削除) 第 10 条 免許の要件 第 10 号関係 1～2 (省略) 3 一般酒類小売業免許についての取扱い (1) (省略)	条件に従って<u>行う商品の販売をいう。</u>)を行う場合に限定して付与する。 (注) (同左) 13～15 (同左) 16 営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い 酒類卸売業者の営業の全部又は重要な一部を譲り受ける者から当該譲受けに伴い酒類卸売業免許申請がなされた場合に、当該申請が次の要件を満たすときには、第 10 条第 11 号関係の 6 《全酒類卸売業免許の需給調整要件》又は同号関係の 7 《ビール卸売業免許の需給調整要件》に定める要件を満たしていない場合であっても酒類卸売業免許を付与することができる。 (1)～(3) (同左) (注) 1～5 (同左) <u>6 平成 10 年 6 月 30 日以前に免許申請し新免許取扱要領(平成元年 6 月 10 日付間酒 3</u> <u>－295「酒類の販売業免許等の取扱いにつ</u> <u>いて」の別冊「酒類販売業免許等取扱要領</u> <u>をいう。)第 5 章の第 1 《法人成り等の場合</u> <u>の免許の取扱い》の取扱いを受けて一般酒</u> <u>類小売業免許を取得した又は平成 10 年 6</u> <u>月 30 日以前に移転許可申請し同要領第 5</u> <u>章の第 2 《販売場の移転の取扱い》の取扱</u> <u>いを受けて一般酒類小売業免許に係る販売</u> <u>場の移転を行った者の営業の全部若しくは</u> <u>重要な一部を譲受ける者から、当該譲受け</u> <u>に伴う一般酒類小売業免許申請がなされた</u> <u>場合において、当該申請が当該法人成り等</u> <u>の場合の免許の取扱いによる免許の付与日</u> <u>又は当該販売場の移転の許可の取扱いによ</u> <u>る移転の許可日以降 1 年を経過した日の翌</u> <u>日から起算して 3 か月以内に提出されたも</u> <u>のであるときには、同要領の第 5 章の第 3</u> <u>《営業の譲受けに伴う酒類販売業等免許申</u> <u>請の取扱い》の取扱いを受けることができ</u> <u>る。</u> 第 10 条 免許の要件 第 10 号関係 1～2 (同左) 3 一般酒類小売業免許についての取扱い (1) (同左)

改正後	改正前
(2) 販売能力及び所要資金等 申請者は、申請販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所有資金を有し申請がなされた免許年度の終了日まで販売施設及び設備を有することが確実であると認められる者である。 (削除) (3) (省略)	(2) 販売能力及び所要資金等 申請者は、申請販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所有資金を有し申請がなされた免許年度の終了日まで販売施設及び設備を有することが確実であると認められる者である。 <u>(注) 申請販売場における年間販売見込数量が当該申請販売場が所在する小売販売地域の酒類小売販売場の平均的な酒類小売販売数量の概ね 10% 以下の場合、酒類販売の継続性及び「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」その他の法令順守の可能性について、事業もくろみ書及び申請者からの聴取等により確認するものとする。</u> (3) (同左)
第 16 条 製造場又は販売場の移転の許可 第 1 項関係 1 (省略) 2 移転の許可の取扱い 製造場、酒母等の製造場又は販売場の移転の許可の取扱いは、次による。 (1)～(2) (省略) (3) 次に掲げる場合で特に支障がないと認められるときは、法第 10 条《免許の要件》第 11 号に掲げる事由にかかわらず、販売場の移転を許可することができる。 イ 同一販売地域における移転で、法第 10 条《免許の要件》第 9 号に掲げる事由がない場合 ロ <u>土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）等に規定する土地区画整理事業、市街地再開発事業等に基づく移転で、次に掲げる場合</u> (イ) 真にやむを得ない事由により販売地域を異にして移転する場合で、法第 10 条《免許の要件》第 9 号に掲げる事由がないとき	第 16 条 製造場又は販売場の移転の許可 第 1 項関係 1 (同左) 2 移転の許可の取扱い 製造場、酒母等の製造場又は販売場の移転の許可の取扱いは、次による。 (1)～(2) (同左) (3) 次に掲げる場合で特に支障がないと認められるときは、法第 10 条《免許の要件》第 11 号に掲げる事由にかかわらず、販売場の移転を許可することができる。 イ 同一販売地域における移転で、法第 10 条《免許の要件》第 9 号に掲げる事由がない場合 <u>（一般酒類小売業免許については、平成 11 免許年度までの間、距離基準を満たしている場合に限る。）</u> ロ <u>土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）等に基づく土地区画整理のため等の移転で、次に掲げる場合</u> (イ) 真にやむを得ない事由により販売地域を異にして移転する場合で、法第 10 条《免許の要件》第 9 号に掲げる事由がないとき <u>（一般酒類小売業免許については、平成 11 免許年度までの間、距離基準を満たしている場合に限る。）</u>

改正後	改正前
(㊦) 換地処分、権利変換の処分等により移転先の選定が自由にならない場合 第31条 担保の提供及び酒類の保存 第1項関係 1～8 (省略) 9 抵当権の設定してある不動産等を担保として受理する場合の取扱い 担保として土地、建物、工場財団等が提供された場合において、当該物件について既に他の債権の担保として抵当権（根抵当権を含む。以下同じ。）が設定されているときは、当該物件の担保余力額（担保価額の総額から、先順位の抵当権によって担保される債権額（将来発生することのある利息等を含む。民法（明治29年法律第89号）第374条、第398条ノ3参照）を差引いた額）が担保提供額以上であることを確認して受理する。 （注）1 抵当権によって担保される債権額は、不動産登記法第83条《担保権の登記の登記事項》の規定により、登記簿に登記されていることに留意する。 2 (省略) 10～21 (省略) 第2項関係 1・2 (省略) 3 工場財団目録記録事項の変更の場合の取扱い 工場財団目録変更登記について、工場抵当法（明治38年法律第54号）第38条第2項《変更登記の際の同意書の添付》の規定による同意を受けたい旨の申請があったときは、当該申請書を受理した国税庁長官、国税局長又は税務署長はその内容について調査し、その変更後の工場財団の担保価額が当初の担保価額を下回らない場合又は当初の担保価額より減少する場合であって担保提供額を上回っている場合は<u>同意を証する書類</u>を交付し、担保提供額を下回ることとなるときは、通則法第51条《担保の変更等》第1項の規定により増担保の提供を命じ、その提供を受けた後<u>同意を証する書類</u>を交付する。 （注）<u>工場財団目録に掲げた事項に変更を生じた場合には、工場抵当法第38条《変更の登記》の規定により所有者は、遅滞なく抵当権者の同意を証する情報又はこれに代わるべき裁判のあったことを証する情報を提供して、工場財団目録の変更の登記を申請しなければならない。</u>	(㊦) 換地等により移転先の選定が自由にならない場合 第31条 担保の提供及び酒類の保存 第1項関係 1～8 (同左) 9 抵当権の設定してある不動産等を担保として受理する場合の取扱い 担保として土地、建物、工場財団等が提供された場合において、当該物件について既に他の債権の担保として抵当権（根抵当権を含む。以下同じ。）が設定されているときは、当該物件の担保余力額（担保価額の総額から、先順位の抵当権によって担保される債権額（将来発生することのある利息等を含む。民法（明治29年法律第89号）第374条、第398条ノ3参照）を差引いた額）が担保提供額以上であることを確認して受理する。 （注）1 抵当権によって担保される債権額は、不動産登記法第117条《<u>抵当権</u>》の規定により、<u>不動産登記簿</u>に登記されていることに留意する。 2 (同左) 10～21 (同左) 第2項関係 1・2 (省略) 3 工場財団目録記載事項の変更の場合の取扱い <u>工場財団目録に掲げた事項に変更を生じた場合には、工場抵当法(明治38年法律第54号)第38条《変更の登記》の規定により所有者は、遅滞なく抵当権者の同意書又はこれに代わるべき裁判の謄本を添付して、工場財団目録の変更の登記を申請しなければならないが、この場合において、工場財団目録変更登記について、同条第2項《変更登記の際の同意書の添付》の規定による同意を受けたい旨の申請があったときは、当該申請書を受理した国税庁長官、国税局長又は税務署長はその内容について調査し、その変更後の工場財団の担保価額が当初の担保価額を下回らない場合又は当初の担保価額より減少する場合であって担保提供額を上回っている場合は<u>同意書</u>を交付し、担保提供額を下回ることとなるときは、通則法第51条《担保の変更等》第1項の規定により増担保の提供を命じ、その提供を受けた後<u>同意書</u>を交付する。</u>

改正後	改正前
第47条 申告義務 第1項関係 4 酒類の数量確認に液面計を使用する場合の取扱い 酒類の数量確認に使用する液面計については、令第53条《申告義務》第1項第4号に規定する機械、器具に該当する。 なお、酒類製造者が設置した液面計を数量確認に使用する場合の具体的な取扱いは、次のとおり。 (1)～(2) (省略) (3) 定期調査 液面計を使用している酒類製造者は、<u>定期的(5年以内)</u>に(2)に定める方法により当該液面計の精度を調査し、その事績を記帳する。 なお、調査の結果、当該液面計の精度が許容誤差の範囲を超えている場合は、所定の精度に調整されるまで、液面計を使用することはできないのであるから留意する。 (4) (省略) 5～7 (省略) 8 製造の申告の取扱い 令第53条《申告義務》第3項及び同条第5項に規定する製造方法の開始及び終了の申告の取扱いは、次による。 (1)～(2) (省略) (3) 次の場合には、製造方法の開始の申告を要しないことに取り扱う。 イ (省略) ロ 申告した製造方法の酒類を製造する場合に原材料の品種、品質の影響等により、原材料の使用数量に<u>合理的と認められる範囲内の増減</u>がある場合。 ハ <u>試験製造に係る原材料の種類を変更し、又はその使用数量を増減する場合。</u> (4) (省略) 9～10 (省略)	第47条 申告義務 第1項関係 4 酒類の数量確認に液面計を使用する場合の取扱い 酒類の数量確認に使用する液面計については、令第53条《申告義務》第1項第4号に規定する機械、器具に該当する。 なお、酒類製造者が設置した液面計を数量確認に使用する場合の具体的な取扱いは、次のとおり。 (1)～(2) (同左) (3) 定期調査 液面計を使用している酒類製造者は、<u>おおむね1年ごとに(2)に定める方法により当該液面計の精度を調査し、その事績を記帳する。</u> なお、調査の結果、当該液面計の精度が許容誤差の範囲を超えている場合は、所定の精度に調整されるまで、液面計を使用することはできないのであるから留意する。 (4) (同左) 5～7 (同左) 8 製造の申告の取扱い 令第53条《申告義務》第3項及び同条第5項に規定する製造方法の開始及び終了の申告の取扱いは、次による。 (1)～(2) (同左) (3) 次の場合には、製造方法の開始の申告を要しないことに取り扱う。 イ (同左) ロ 申告した製造方法の酒類を製造する場合に原材料の品種、品質の影響等により、原材料の使用数量に<u>軽微な増減</u>がある場合。 <u>例えば、ビールの仕込みに使用するホップの使用量は、製造方法の申告書に記載した使用量に対して10%の範囲で増減させる等がある。</u> <u>(新設)</u> (4) (同左) 9～10 (同左)
第3編 第87条の7 外国船等に積み込む酒類の免税 1・2 (省略) 3 外国船等への積込みの承認の取扱い (1) 承認申請書の様式等 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項に規定する申請書の様式は、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第21条の2《船用品又は機用品の積込みの手続》第1項又は第	第3編 第87条の7 外国船等に積み込む酒類の免税 1・2 (同左) 3 外国船等への積込みの承認の取扱い (1) 承認申請書の様式等 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項に規定する申請書の様式は、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第21条の2《船用品又は機用品の積込みの手続》第1項又は第2項

改正後	改正前
2項若しくは同法施行令第21条の3《一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等》第1項の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。 なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は3通を、外国貨物である場合は4通を、それぞれ提出させる。 イ 措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認の申請をする旨 ロ 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項第3号に掲げる事項 ハ 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項第5号に掲げる事項として、積み込もうとする酒類の容器1個当たりの酒税相当額並びに、内国貨物の場合は、積込み製造者の氏名又は名称及び製造場名 (注) 上記のうちの1通は承認書として申請者に交付し、1通は船長等に交付する写しとして用いる。 (2)・(3) (省略) (4) 包括承認の取扱い 措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込もうとする都度与えることを原則とするが、機用品で積み込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、<u>便宜航空機の所有者又は管理者</u>ごとに1か月分又は6か月分の所要数量について包括して承認を与えることに取り扱っても差し支えない。 (5) (省略) (6) 指定期間の延長の取扱い 措置規則第33条《指定期間の延長手続》第1項に規定する承認申請書は、関税法施行令第21条の4《積込み期間の延長の手続》の規定による申請書を使用することとし、当該申請書に措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第3項後段の規定による申請をする旨及び同条第1項第3号に掲げる事項を付記させる。 なお、上記の承認申請書は、2通提出させ、うち1通に積込み承認書を添付させる。 4～9 (省略) 別表 (省略)	の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。 なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は3通を、外国貨物である場合は4通を、それぞれ提出させる。 イ 措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認の申請をする旨 ロ 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項第3号に掲げる事項 ハ 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項第5号に掲げる事項として、積み込もうとする酒類の容器1個当たりの酒税相当額並びに、内国貨物の場合は、積込み製造者の氏名又は名称及び製造場名 (注) 上記のうちの1通は承認書として申請者に交付し、1通は船長等に交付する写しとして用いる。 (2)・(3) (同左) (4) 包括承認の取扱い 措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込もうとする都度与えることを原則とするが、機用品で積み込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、<u>便宜航空会社</u>ごとに1か月分の所要数量について包括して承認を与えることに取り扱っても差し支えない。 (5) (同左) (6) 指定期間の延長の取扱い 措置規則第33条《指定期間の延長手続》第1項に規定する承認申請書は、関税法施行令第21条の3《積込み期間の延長の手続》第1項の規定による申請書を使用することとし、当該申請書に措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第3項後段の規定による申請をする旨及び同条第1項第3号に掲げる事項を付記させる。 なお、上記の承認申請書は、2通提出させ、うち1通に積込み承認書を添付させる。 4～9 (同左) 別表 (同左)